

除染等工事共通仕様書の改定内容

1. 前提

除染等工事共通仕様書は、平成 24 年（2012 年）12 月に、環境省が発注する除染等工事の施工に関する共通的な仕様等を示し、工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、それらによって契約の適正な履行の確保を図るために作成されたもの。

当該共通仕様書は平成 31 年（2019 年）4 月の改定（第 12 版）が最後であることから今般、より工事の実態に即した記載等に修正すべく第 13 版へ改定する。

2. 改定内容の概要

改定の概要は以下のとおり。

<内容の改定>

- 現状の工事の実態に即した内容への追加・修正
 - 施工機器・器具の追加・能力値の幅の拡大
 - 記載が省略されている作業の明記
 - 施工に当たっての数値目安の追記（遮水シートの重ね代、地下水監視孔深さ、等）
 - 例外ケースの明記や、その際の監督職員へ要協議の旨の追記等
- 現場条件によって別途特記仕様書などで数値を定める場合に対応するため、具体の数値を「設計図書に定める数値」と修正

<形式的な改定>

- 他省庁の工事共通仕様書の改定に伴う引用箇所の修正等
- 用語の定義の追加・修正
- 法令・組織名称や条項番号の修正
- 各条項の見出しの追記
- 重複条項の削除

3. 今後の予定

本省から福島地方環境事務所に対して、3 月中に当該共通仕様書の改定を通知した後、同事務所において、同共通仕様書を令和 6 年 4 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する（同日以降に発注公告を行う）工事に適用する。

【参考】目次

第1章 総則

第1節 一般的事項

第2章 工事材料

第1節 適用

第2節 工事材料の品質及び検査

第3節 工事材料

第3章 除染

第1節 共通的事項

第2節 除染工法の説明

(1.住宅地等、2.学校、3.公園(小)、4.公園(大)、5.大型施設、6.道路、7.法面、8.農地、9.草地・芝地、10.果樹園、11.森林、12.現場保管(削除)、13.仮置場等の設置、14.仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復(地上型)、15.排水処理)

第4章 施工管理

第1節 放射線量測定

第2節 確認調査

第3節 除去土壌等の取扱い

第5章 報告

第1節 報告・提出書類

関係人等に対する除染結果または仮置場等原状回復工事結果の報告

第2節